

昭和24年7月1日制定
昭和25年2月1日改正
昭和26年7月30日改正
昭和30年1月27日改正
昭和34年7月29日改正
昭和35年1月28日改正
昭和36年1月27日改正
昭和41年7月29日改正
昭和44年7月30日改正
昭和45年6月1日改正
昭和48年1月30日改正
昭和50年1月30日改正
昭和57年2月25日改正
昭和59年2月28日改正
昭和62年2月27日改正
昭和63年2月26日改正
平成2年6月28日改正
平成3年6月27日改正
平成4年6月26日改正
平成6年6月29日改正
平成10年6月26日改正
平成13年6月28日改正
平成14年6月27日改正
平成15年6月27日改正
平成16年6月29日改正
平成17年6月29日改正
平成18年6月29日改正
平成19年6月28日改正
平成21年6月26日改正
平成29年10月1日改正
令和2年6月26日改正
令和3年6月29日改正

日油株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、日油株式会社と称し、英文ではNOF CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 動植物油脂類の製造
- (2) 硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン、石鹼、高級アルコール、油剤等の製造
- (3) 合成洗剤、合成樹脂の製造
- (4) 高級アルコール、脂肪酸、繊維素等の誘導体その他有機合成化学製品の製造
- (5) 工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療用材料、医療機器、動物用医薬品、農業薬品、化学薬品、化粧品等の製造
- (6) グリース、ブレーキオイルその他石油混合加工製品の製造
- (7) マーガリン、食用油脂、乳製品、ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品、食品添加物、リン脂質等の脂質の製造
- (8) 食物繊維を原料とする食品の加工
- (9) 塗料、印刷インク、顔料、染料、香料の製造
- (10) 火薬類の製造および加工
- (11) テルミット剤の製造
- (12) 爆発加工
- (13) 溶接材料、非破壊検査材料の製造
- (14) 溶接管の製造および溶接加工
- (15) 電子機器用材料、化学機械の製造および化学機械装置の製作
- (16) 酸素、水素の製造
- (17) 飼料、肥料の製造
- (18) 土木建築用材料の製造
- (19) セラミックスの製造
- (20) 前各号の原料、製品、副産物の製造、売買および輸出入
- (21) 造園業
- (22) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および駐車場の経営
- (23) 建築工事、塗装工事、爆破工事その他の請負
- (24) ソフトウェア業
- (25) 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、347,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(取締役会の設置)

第21条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役等)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から役付取締役等を定めることができる。

(執行役員)

第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を定めることができる。

(相談役および顧問)

第25条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は、法令または本定款の定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、各監査等委員の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役との責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、2021年6月開催の第98期定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。
2. 2021年6月開催の第98期定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款41条2項の定めるところによる。